

## 労働者派遣事業における情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、当社の直近の事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日）における以下の項目について情報提供いたします。

- ① 派遣労働者の数： 12人（1日平均実績数）
- ② 派遣先の実数： 21件（事業年度あたりの事業所数）
- ③ 労働者派遣に関する料金の平均額： 14,580円（1日8時間、消費税込み）
- ④ 派遣労働者の賃金額（全業務平均）： 9,556円（1日8時間、交通費込み）
- ⑤ マージン率： 34.46%  
派遣料金の一番多くを占めるのが派遣労働者の給与等で、料金総額の65.54%となります。したがって、マージン率は34.46%となっております。

### 【マージン率に含まれるもの】

- ・社会保険料：雇用主として負担する労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険などの保険料
- ・福利厚生費：派遣労働者が取得する有給休暇、健康診断費用、慶弔規定に充当した費用
- ・教育研修費：業務知識研修、サービス接遇研修、フープロ・表計算等PC資格取得支援に充当した費用
- ・広告宣伝費：採用活動等の求人広告や会社PR等の広告費用
- ・派遣元会社経費：オフィス賃料、事業運営にあたる労働者の人件費、通信費、派遣賠償責任保険料、営業用車両等をはじめとする諸費用
- ・営業利益  
などが含まれております。

- ⑥ 教育訓練に関する事項： 業務知識研修、サービス接遇研修、フープロ・表計算等PC資格取得への支援
- ⑦ 労使協定の締結の有無： 有
- ⑧ 労使協定の有効期間の終期： 令和7年3月31日
- ⑨ 労使協定の対象となる派遣労働者の範囲： 総合事務員、医療・介護事務員、小売店販売員、施設介護員、農耕作業員、めん類製造工、パン・菓子製造工、食品検査工、その他生活衛生サービス業に就業する派遣労働者

以上